

わたしたちと国民健康保険

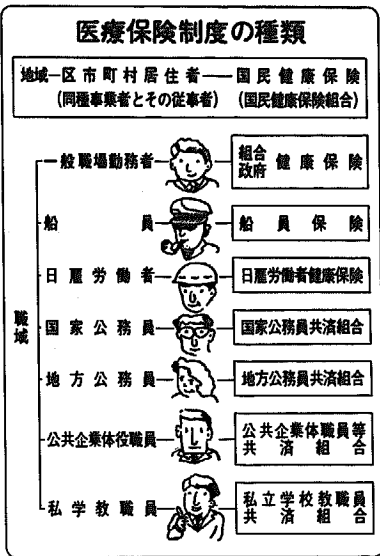
(その1) 制度

「医療保険」とはどういう意味ですか。
 私達は、いつなんどき病気になるり、けがをするかわかりません。病気やけがをしたときは、お医者さんの治療を受けます。治療を受ければどうしてもお金がかかります。お金がかかるのがいやだとか、あるいは、お金がないからという理由で、病気やけがの治療を受けることができれば、一人の幸せも社会の発展も維持できません。

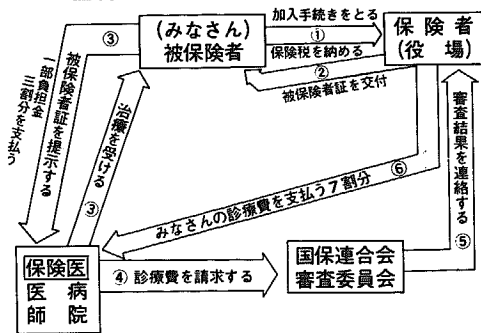
そのような事態は防がなければなりません。そのためには、日頃からそれぞれの収入に応じてお金を出し合い、いざというときにはそこから必要な費用を出してい

ば安心だという、お互いに助け合おうという考え方が生れました。いわゆる相互扶助の精神です。この相互扶助の精神にもとづいて制度化されてきたのが今日の医療保険(国民健康保険)なのです。一口に言うと、働きの夫や家族が病気やけがなどのときの医療費に、倒壊するかも知れない生活を防ぎ、健康で文化的な生活を維持しようとする社会保障制度の一つです。

医療保険には、職域によりいくつかの制度に区分されています。国民健康保険(通称国保)もその中の一つです。国保の運営は、住民の医療給付を図り、住民生活の安定に欠くことのできない事業とされています。国保の事業を支援なく運営していく根幹は、被保険者(国保加入者)に納めていただく保険税にあります。保険税が成立しませんが、国保が危機にひんしないためにも、保険税は、期日通りに必ず納めるようにしましょう。



国保加入から医療費支払まで



身障者職業センター 新潟市大山町に開設

新潟市に「心身障害者職業センター」が開設されます。このセンターは、心身障害者をもとより、障害者を雇用される事業所、福祉機関、学校、施設など広く関係者の利用を待っています。開設 昭和五十二年九月十四日。所在地 新潟市大山町二丁目。業務の内容 一、心身障害者の就職のための相談 二、心身障害者の職業に関する能力および適職の判定 三、心身障害者の就職後の職場適応指導 電話(40)131番へ

電話移転工事の申出は早めに

電話局では移転工事などのご注文は予約制でお申込み順に工事にお伺いしておりますので、「すぐきてほしい」とか「二、三日中に」といわれてもお客様のご要望に応じられないような状態で迷惑をおかけしております。



四、事業主に対する心身障害者の受け入れ指導(作業施設および作業補助具の改善など) 五、心身障害者の雇用および適職に関する情報など 一、センターの運営 センターは、雇用促進事業団の施設で、公共職業安定所との密接な連携のもとに、専門のカウンセラーが相談に当たります。 二、交通 新潟市内から「山ノ下」行きは紡績口下車、「河渡」行きは、大山二丁目下車 三、問い合わせ 県職業安定課または、公共職業安定所へ 電話(40)131番へ

ご存知でしょうか

「児童扶養手当」「特別児童扶養手当」

児童扶養手当は父と生計を同じくしていない児童を養育されている方に支給されます。

- 手当の対象者
- 1 父母が婚姻を解消した児童
 - 2 父が死亡した児童
 - 3 父が法に定められた障害の状態にある児童
 - 4 父が生死不明、拘禁されている又は父に遺棄(いづれも一年以上)されている児童
 - 5 未婚の母の児童で父がいらない(障害、老令福祉年金を除く)を受けているとき等は除かれます。

手当の支給額は、児童一人の場合一九、五〇〇円、二人の場合二二、五〇〇円、三人以上の場合は一

一人増すごとに四〇〇円加算されます。(手当額は五十二年八月から改正される月額です。)

この手当には、所得による支給制限がありますが、本年の制限々度は次の左表に改正されました。収入金額から給与所得控除をしたものです。

特別児童扶養手当の制度をご存知でしょうか。特別児童扶養手当は、身体機能の障害や知恵おくれのために、法律で定める一級又は二級に該当する重い障害がある二十才未満の障害児を対象に国が支給するもので

扶養家族数	受給者	扶養義務者	控除
〇人	二六、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	一律八、〇〇〇円
一人	二一、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	障害者、老年者、寡婦、勤労学生二〇、〇〇〇円
二人	一六、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	特別障害者一八、〇〇〇円
三人	一一、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	老人扶養親族六〇、〇〇〇円
四人	六、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	

子どもの幸せを

巻町に家庭児童相談室

西蒲原社会福祉事務所「家庭児童相談室」が設けられています。子どもたちが明るく健康やかにたくましく成長してほしい……。これはすべての人の願いです。子どものしあわせのためにも、一人

区分	課税上の年間所得額
所得のある人の扶養家族が一人だけのとき	二、一〇〇、〇〇〇円
所得のある人の扶養家族が二人のとき	二、三七〇、〇〇〇円
所得のある人の扶養家族が三人のとき	二、六三〇、〇〇〇円

二十才をこえた場合は、国民年金制度による障害福祉年金の対象となります。手当の支給額は一級障害で月額二二、五〇〇円、二級障害で一五、〇〇〇円です。(五十二年八月分より) 改正される所得制限 特別児童扶養手当については、

親のない子ども、また生活が苦しいことなど。体が弱い、手、足、目、耳の悪い子どもなど。その他、子どもで困っているなど。

相談のしかた

相談は直接、社会福祉事務所(巻総合庁舎内)へ、おたずねください。もし、都合の悪い方は手紙か電話でも結構です。場合によっては相談員がお伺いすることもあります。相談は「秘密」を守りますのでご安心ください。相談はすべて「無料」です。相談日は毎週月曜日から金曜日までとし、午前九時から午後三時まで。

相談場所は、巻町大字赤館字谷内二八五一番地 巻総合庁舎一階 西蒲原社会福祉事務所 「家庭児童相談室」 ☎02567②5111 内線225

交通の案内 巻駅前バス停から、「新津、白根行」「加茂、六分行」「燕行」に乗り、「総合庁舎前」で下車してください。